# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
28	東京都難病患者等に係る医療費等の助成に関する規則 による難病等にり患した者に対する医療費等の助成に関 する事務 基礎項目評価書

### 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

大田区は、難病患者等に係る医療費等の助成に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

本業務において取り扱う情報は、支給申請者の給付を必要とする状況など個人の機微なプライバシーに係る情報であることを認識し、担当部署によってシステムの操作範囲を限定する等の管理を 行い、情報の不正利用を防ぐ対策をとっている。

### 評価実施機関名

大田区長

### 公表日

令和6年9月20日

I 関連情報						
1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務						
①事務の名称	東京都難病患者等に係る医療費等の助成に関する規則による難病等にり患した者に対する医療費等 の助成に関する事務					
②事務の概要	・東京都難病患者等に係る医療費等の助成に関する規則に基づき、難病患者に対し、当該難病に係る 医療等に要した費用の助成を行うため、申請等に関する窓口業務として以下の事務を行う。 (1) 医療費の申請の受理、その申請に係る事実についての確認又はその申請に対する区民の窓口対応に関する事務 (2) 特定医療費受給者証および医療券の返還に関する事務 (3) 特定医療費受給者証および医療券の氏名を変更したとき、若しくは居住地を移したときの届出の受理、その届出に係る事実についての確認、これらの業務に対する区民の窓口対応に関する事務 (4) 特定医療費受給者証および医療券の支給認定の変更に関する申請の受理、その申請に係る事実についての確認又はその申請に対する応答に関する事務 (5) 特定医療費受給者証および医療券の再交付に関する事務・特定個人情報ファイルを使用して、住民記録、世帯状況、所得、加入保険を確認し、在住要件や患者負担上限月額の確認を行う。					
③システムの名称	高齢障害システム、区民情報系基盤システム					
2. 特定個人情報ファイル名						
高齢障害システムファイル、庁内連携ファイル						
3. 個人番号の利用						

・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第2項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用 並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例(平成27年10月15日都条例第111号)第4条及び別 表第一の1の項 法令上の根拠 ※『特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例(平成11年12月24日都条例第106号)』第二 条70項の規定により大田区が処理する。 ・大田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条

#### 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	<選択肢> [ 実施しない ] 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	<情報参照ができる根拠法令> 情報参照は行わない。
	<情報提供ができる根拠法令> 情報提供は行わない。

### 5. 評価実施機関における担当部署

①部署	福祉部障害福祉課
②所属長の役職名	障害福祉課長

#### 6. 他の評価実施機関

なし

### 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

#### 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

### Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[ 1,000人以上1万人未満 ]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
いつ時点の計数か			16年4月1日 時点				
2. 取扱者数	2. 取扱者数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[	500人未満	]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
いつ時点の計数か		令和6年4月1日 時点					
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[	発生なし	]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

# Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

## Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類								
[ 基礎 2)又は3)を選択した評価実施 されている。	項目評価書 布機関については	] 、それぞれ重	点項目評·		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び 3) 基礎項目評価書及び 目評価書において、リスク			
2. 特定個人情報の入手(作	青報提供ネットワ	ークシステュ	ムを通じた	た入手を除く。	)			
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[ 十分	である	]	-	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている			
3. 特定個人情報の使用								
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[ 十分	である	]	-	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている			
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分	である	]	-	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている			
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない								
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[ 十分	である	]	-	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
5. 特定個人情報の提供・移転	を(委託や情報提供	共ネットワーク	システムる	を通じた提供を	除く。) [	]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[ 十分	である	]	-	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続			[ 〇 ]接続[	しない(入手) [0	]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[		]	•	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[		]	:	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
7. 特定個人情報の保管・2	<b>肖去</b>							
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[ 十分	である	]	-	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている			
8. 監査								
実施の有無	[〇]自己点	検	[0]	内部監査	[ ] 外部監	查		
9. 従業者に対する教育・啓	発							
従業者に対する教育・啓発	[  十分に	行っている	]	-	<選択肢> 1)特に力を入れて行って 2)十分に行っている			

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年7月28日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	平成28年6月1日	平成29年6月1日	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(しきい値判定を再度行ったための変更)
平成29年7月28日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成28年5月1日	平成29年6月1日	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(しきい値判定を再度行ったための変更)
	Ⅱしきい値判断項目 1.対象人数 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年6月1日	平成31年4月1日	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(しきい値判定を再度行ったための変更)
令和1年6月5日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担 当部署 ②所属長の役職名	課長 酒井 敏彦	障害福祉課長	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(様式変更に伴う記載項目変更)
令和1年6月5日	Ⅳリスク対策		新規追加	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(様式変更に伴う記載項目変更)
	Ⅱしきい値判断項目 1対象人数 2取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日	令和2年4月1日	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(しきい値判定を再度行ったための変更)
令和3年5月13日	Ⅱしきい値判断項目 1対象人数 2取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日	2021/4/1	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(しきい値判定を再度行ったための変更)
	II しきい値判断項目 1. 対象人数及び2. 取扱者数 いつ時点の計数か	2021/4/1	令和6年4月1日	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(しきい値判定を再度行ったための変更)